

内部監査の実施状況について

(平成23年3月31日現在)

No.1

調査対象官署名	監査実施年月日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
総務課	11月25, 26日	平成22年度 総務会計内部監査指導 (会計経理・予算執行事務及び庶務に関する事項)	問題なし	
労働保険徴収室				
局内各課・室	11月2日～11月10日	平成22年度 庶務会計内部監査指導	①分任収入官吏の補助者が任命されていない。	①命免簿により補助者を任命するとともに、任命洩れがないように徹底した。
鳥取労働基準監督署 米子労働基準監督署 倉吉労働基準監督署	7月15日～7月21日 11月11日～11月18日	(会計経理及び庶務に関する事務)	②郵券の使用に関し、「郵券受払簿」が作成されていない。	②「郵券受払簿」を作成し、適正な管理を行うことを徹底した。
			③資金前渡官吏の引継書が作成されていない。	③引継書を作成し、作成洩れがないよう徹底した。
鳥取公共職業安定所 米子公共職業安定所 倉吉公共職業安定所 根雨出張所	7月20日～8月5日 11月11日～11月18日		④相談員1名の謝金について、欠勤した4時間分が過払いとなっている。	④謝金の回収を行い、再発防止のための決裁方法の見直しを行った。
		⑤相談員1名の通勤手当について、1日分過払いとなっている。	⑤通勤手当の回収を行い、再発防止のための決裁方法の見直しを行った。	